

飛鳥村空き家除却費補助金について

倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある危険な空き家の除却を促進し、地域住民の生活環境の保全及び地域活性化を図るため、空き家除却工事に要する費用に対し補助金を交付します。

どんな空き家が対象なの…？

次のすべてに該当する空き家になります！

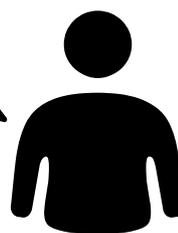
- ・村内に存する10年以上住居として使用されていない空き家で、延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること(空き家が長屋又は共同住宅の場合は、全戸において現に使用されていないものであること)
- ・飛鳥村不良住宅判定において、評点が100以上であること
- ・個人所有であること
- ・所有権以外の権利が設定されていないこと(当該権利の権利者の同意を得ているときは問題なし)



誰が申請できるの…？

次のいずれかに該当する方が申請できます！

- ・村内に存する空き家の所有者(共有である場合は、当該空き家の除却について、共有者全員の同意を得ること)
 - ・空き家の所有者の相続人(当該空き家の除却について相続人全員の同意を得ること)
- ※当該補助金は一人一回限りです



補助金交付には、除却後の当該敷地に5年間住居用途以外の建築物及び工作物を建設してはならない(第三者による行為の場合も含む)との条件が付与されます。違反した場合、補助金返還となる可能性がありますのでご注意ください。

☆補助金申請を検討されていたら、必ず建設課までご相談ください。

《申請に必要な書類》

- ・ 村指定の補助金申請書
- ・ 空き家使用状況報告書
- ・ 登記事項証明書又は所有権が確認できる書類
- ・ 除却工事に要する経費の見積書の写し
- ・ 誓約書(除却について共有者、相続人又は権利者からの同意が必要な場合に限る)
- ・ 不良住宅判定結果通知書の写し(評点が100以上であること)



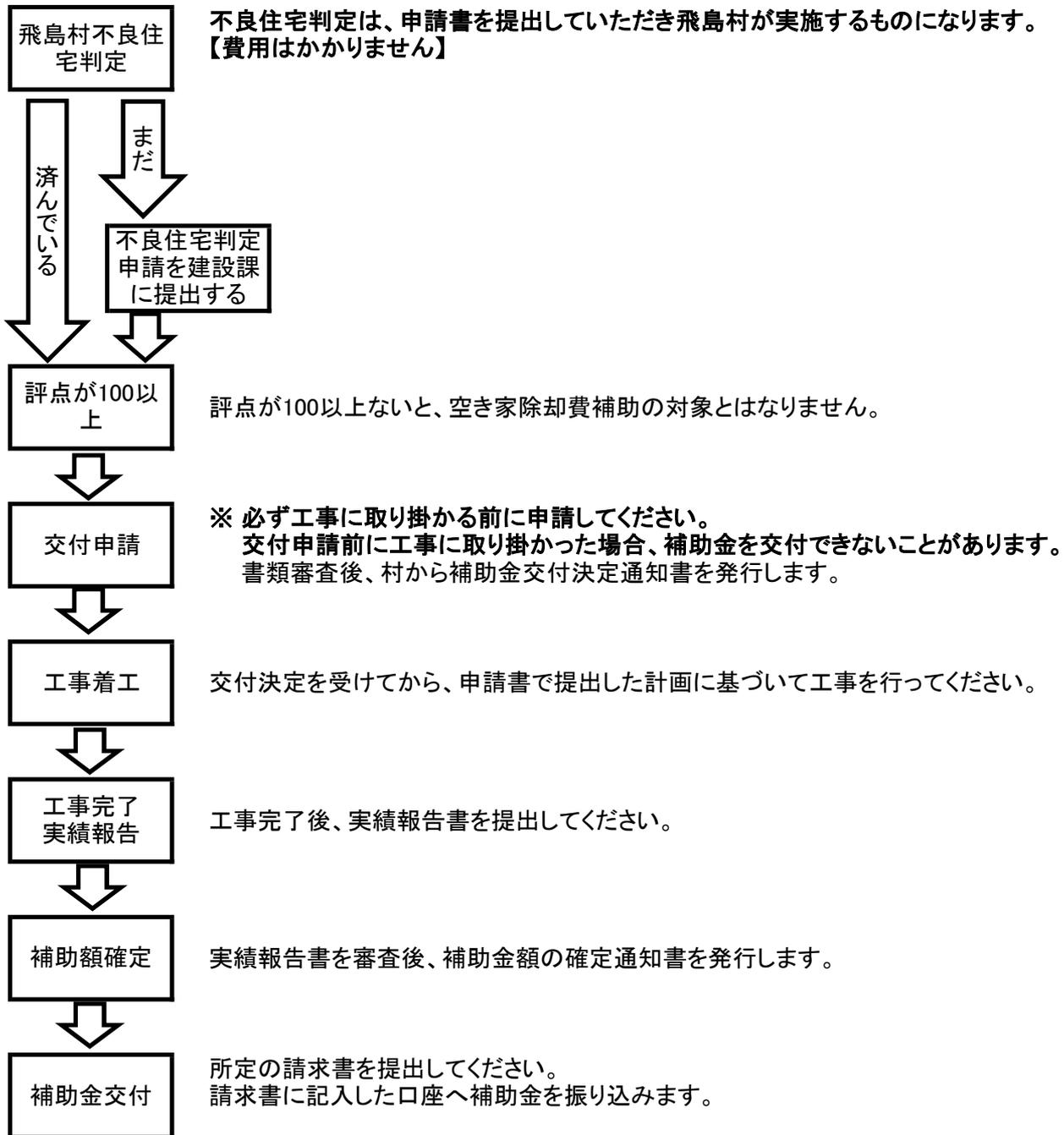
《完了後に必要な書類》

- ・ 村指定の実績報告書
- ・ 除却工事請負契約書の写し
- ・ 除却工事に要した経費の領収書の写し
- ・ 除却工事の施工状況を記録した写真
- ・ 施工業者の有する建設業法に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事業の登録に係る通知書の写し

補助金申請の流れ

※交付申請は、必ず工事に着手する前に手続きしてください！

※交付申請から補助金交付まで同じ年度内で完了するように計画してください。



工事を途中で中止した場合や工事が予定どおり完了せず期限内に手続きができなかった場合は、補助金を交付できないことがあります。

申請書等は飛島村ホームページよりダウンロードできます。

お問合せ・ご相談は建設課(電話0567-97-3464)まで